

平成29年度 第4回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成30（2018）年2月16日（金）午後2時～

場 所：保健福祉センター4階 会議室2・3

■議 題

- (1) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について
- (2) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）について
- (3) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に係る答申について

■配布資料

<事前配布>

会議次第

資料1 パブリックコメント手続結果

資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）

資料3 計画（最終案）に関する修正一覧

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委 員：小寺委員（会長）、中井委員（副会長）、香西委員、田邊委員、清石委員、古友委員、
福田委員、大北委員、中村委員、野志委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局：保健福祉部 市原部長、障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、
池田主任、宇崎主査、江口係員

門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 西川氏、廣田氏

門真市障がい者相談支援センター ジェイエス 小柳氏

門真市障がい者相談支援事業所 あん 高田氏

【コンサル／（株）ぎょうせい】

河野氏、齋藤氏

■欠席者

委 員：郡司委員、松村委員

■傍聴者：3名

■議 事
開 会

事務局： ただいまより、平成29年度第4回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。本日は御多忙中にもかかわらず、本協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます、障がい福祉課主任の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って司会進行をさせていただきます。

それでは、本日の会議資料のご確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第4期障がい福祉計画冊子でございます。両計画の冊子につきましては、既にお渡ししているものでございますので、会議中の参考資料としてご使用いただき、お持ち帰りにならないようお願いいたします。次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1 パブリックコメント手続結果、資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）、資料3 計画（最終案）に関する修正一覧でございます。また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配布しております。資料の不足等ございましたら、お知らせください。

本協議会の会議の公開につきましては、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。なお、会議録につきましては、門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報につきまして十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は、不開示情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承ください。各委員などの氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開する事がありますので、ご了承ください。

ここで、委員の出席状況につきまして報告させていただきます。本日の出席委員は、15名中13名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、小寺会長にお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

会 長： そうしましたら、早速議事に入らせていただきたいと思います。それではお手元の次第に沿いまして進めていきたいと思っております。「議題(1) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について」事務局からご説明をお願いいたしたいと思っております。

事務局： 障がい福祉課の東谷でございます。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。それでは、資料1をご覧ください。今回のパブリックコメントの意見募集期間につき

ましては、平成30年1月11日より31日までの3週間とし、閲覧場所を、市役所庁内では、障がい福祉課・別館1階市情報コーナー・本館入口の3か所、市内公共施設では、保健福祉センター・南部市民センター・市民プラザ等、12か所及び市ホームページの合計16か所で実施いたしました。受付しました意見の件数は、8名の方から15件となっております。寄せられたご意見につきましては、計画（素案）にすでに記載していることに関するご意見や計画（素案）に直接、関連のないご意見等でありましたことから、計画（素案）の修正は行っておりませんが、資料に沿いまして、ご意見の概要及びそのご意見に対する市の考え方について、ご説明いたします。

それでは、2ページからご覧下さい。課題項目①「相談支援体制の充実について」でございます。意見の概要は、「子どもの支援も必要だが、その親の支援も必要。障がいについて相談できる場所、介入してくれる所について市内全般での認知が薄く、情報提供がされる事も少ない。広報だけでなく、もっとわかりやすく、見つけやすく案内掲示して欲しい。」でございます。

市の考え方は、「市内の相談機関等の施設・事業については、広報・ホームページ・福祉のしおり等で情報提供している。発育検診等での障がいの早期発見、案内誘導については、引き続き関係機関とも連携し、市民の皆様にわかりやすい周知に努める。」としております。

続きまして、課題項目②「障がい施策について」でございます。意見の概要は、「成人の子どもでも障がいがあるので病院に入院時、親も付き添いしなければならない。入院しているという事でヘルパーも使えない事で困った。また入院している病院から別の病院に検査に行くのに、早朝であることで、介護タクシーも使えなかった。何の為のヘルパーか、何の為の介護タクシーか聞きたい。」でございます。

市の考え方は、「法改正により、平成30年4月から重度訪問介護サービスの該当者へは医療機関への入院時も一定の支援が可能になるなどの見直しがされた。制度の変更等は、引き続き、市民の皆様へのわかりやすい周知と利用促進に努める。」としております。

次に、課題項目③「精神障がい者施策について」でございます。意見の概要は、「医療保護入院から退院後の支援について、どこへ相談したらいいのか分かりづらく、病院や相談支援の事業所、市役所や保健所との連携がされていないと思う。医療保護入院から退院となる場合、様々なケースに対応ができ、ひとり一人の人生に並行し、トータルの支援をしていく相談員が必要。」でございます。

市の考え方は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、平成32（2020）年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしている。協議の場としては、門真市障がい者地域協議会の専門部会である、『門真市地域移行地域定着支援会議』の活用を想定、新たに医療関係機関を構成員に加えるなどの調整を図っていく。病院や施設から退院・退所する障がい者に対し、トータルな支援を行う地域移行支援及び地域定着支援を実施する相談支援専門員の確保に努め、関係機関のネットワークの構築を進めていく。」としております。

続きまして、課題項目④「障がい福祉計画について」でございます。意見の概要は、「～我が事・丸ごとの地域共生社会の実現～を現実はどう近づけていくのか。何事も実際にその立場にならないと分からない、見えてこないことがある。「門真市障がい

福祉計画作成委員会」に当事者も入るべきではないか。」でございます。

市の考え方は、「「地域共生社会」の実現に向け、今後、関係機関とも調整しながら「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努める。計画の策定にあたっては、「門真市障がい者地域協議会」において、当事者も参画され審議を行っている。」としております。

続きまして、課題項目⑤「理解促進・啓発事業について」でございます。意見の概要は、「地域住民への理解が広まらないと地域共生社会の実現は難しいと思う。理解促進・啓発イベントは、障がい者週間だけではなく継続的に、かつ断続的に市民向けへの啓発、広報に取り組んで欲しい。」でございます。

市の考え方は、「障がいに対する正しい理解促進・啓発については、障がい者週間に合わせた、「啓発折り紙」等を配布する「ふれあいキャンペーン」などを実施している。また、障がい者週間だけではなく、定期的に人権講座の開催や啓発物の発行・掲載などにも取り組んでいる。引き続き、市民の人権尊重意識の高揚に努めていく。」としております。

続きまして、課題項目⑥、同じく「理解促進・啓発事業について」でございます。意見の概要は、「精神障がい者への理解促進・啓発事業の活動自体は、増えているような記載がない。当事者や家族のみでなく、地域周辺に理解促進を広げていく必要性は高い。障がいへの理解が進むよう積極的な取組を門真市らしく進めて欲しい。」でございます。

市の考え方は、「門真市第3次障がい者計画、門真市第4期障がい福祉計画に基づき、精神障がい者をはじめとした様々な障がいに対する理解を深めるため、「啓発折り紙」を配布してふれあいキャンペーンなどを実施している。今後も引き続き理解促進・啓発について、引き続き関係機関とも連携して取組を進めていく。また、門真市障がい者地域協議会におきましても、効果的な障がい者の理解促進の実施方法を検討していく。」としております。

続きまして、課題項目⑦「地域生活支援拠点の整備について」でございます。意見の概要は、「支援拠点として立地場所が不便。バス停を増やすなどバス会社と協議して欲しい。民設民営だが、行政のバックアップを充分にお願いしたい。」でございます。

市の考え方は、「市として事業運営への支援は継続的に行うこととしている。また、拠点までの交通手段を含め事業運営に向けた協議を進めていく。」としております。

続きまして、課題項目⑧、同じく「地域生活支援拠点の整備について」でございます。意見の概要は、「障がいのある人にとっては、まだまだ、宿泊訓練ができる場所が必要かと思う。18歳以上の知的障がいがある人が955人、65歳以上の高齢者が76人の中から地域生活支援拠点のGH（14床）、短期入所（6床）に入る人が決まると考えると、他の人たちがどのように暮らしていくか不安。」でございます。

市の考え方は、「地域生活支援拠点はグループホーム（14床）、短期入所（6床）等、居住支援のための機能を整備することとしているが、グループホーム等の社会資源がまだまだ少ない状況にあることは認識している。引き続きグループホーム等の整備拡充に向け、市内事業所等に対し、働きかけを行っていく。」としております。

続きまして、課題項目⑨「短期入所について」でございます。意見の概要は、「障

がいのある子どものショートステイは整備されていますか。」でございます。

市の考え方は、「現在、市内には障がい児短期入所事業所が2箇所あり、本計画の見込量にも反映している。」としております。

続きまして、課題項目⑩「自立生活援助について」でございます。意見の概要は、「グループホームに住まうまでのステップのような宿泊体験事業等は考えられないか。」でございます。

市の考え方は、「グループホームを利用するまでのステップとして、短期入所を利用した宿泊体験を実施することは可能。また、グループホームを利用するまでの間、年間50日以内の体験利用も可能。」としております。

続きまして、課題項目⑪「意思疎通支援事業について」でございます。意見の概要は、「知的に障がいのある人のための情報・意思疎通支援用具としてコミュニケーションボードを活用して欲しい。タブレットタイプのコミュニケーションボードをコミュニケーションツールとして使用できたら、コミュニケーションができる喜びを感じることができ、知的に障がいのある人等の自立を促進することにつながると思う。」でございます。

市の考え方は、「コミュニケーションボードについては、現在、聴覚障がい・言語機能障がい等のある方のみを対象としたボードを障がい福祉課窓口に設置し、必要に応じ活用している。タブレットタイプのコミュニケーションボードについては、声の質や大きさ、滑舌等により誤変換が起こりやすい等の課題もあることから、導入については、調査研究していく。」としております。

続きまして、課題項目⑫「パブリックコメントについて」でございます。意見の概要は、「計画（素案）が見にくくてじっくり読むのが難しかった。たくさんの方が障がい者・児の計画を目にし、意見を出し、障がいのない人も意見を出してくれるようになればと思う。」でございます。

市の考え方は、「今後については、より多くの方々からご意見をいただけるよう、計画作成をはじめ、パブリックコメントの実施方法につきましても検討していく。」としております。

続きまして、課題項目⑬「避難行動要支援について」でございます。意見の概要は、「避難行動要支援者に対する施策が計画に触れていないことが残念。」でございます。

市の考え方は、「障がいがある方をはじめとする避難行動要支援者への対応につきましては、門真市地域防災計画において、避難誘導體制の整備等について想定するとともに、門真市第3次障がい者計画や門真市第3期地域福祉計画においても、具体的な取組を掲げてきたところであり、引き続き、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりを進める。」としております。

続きまして、課題項目⑭「放課後等デイサービスについて」でございます。意見の概要は、「発達障がい児に生涯にわたって生きる力を身に付ける療育をするためには、国が定める月23日の放課後等デイサービスの受給量に合わせて欲しい。不登校の子供の中に発達障がい児が多くいる。学校に行けなくても療育を受けられるようにして欲しい。」でございます。

市の考え方は、「国が定める、放課後等デイサービスの支給量は、月23日を上限としていることを踏まえ、障がいのある子どもの生活状況等を個別に総合的に判断し、適切なサービスの提供が出来るよう努めている。また、不登校の児童に関しましても放課後等デイサービス事業所、学校及び家庭と連携しサービスの提供に努めており、引き続き必要なサービスを安心して利用できるように努めていく。」としております。

最後に、課題項目⑮「計画相談支援について」でございます。意見の概要は、「制度や基準が変わった時、新規事業が始まる時など、該当しそうな人には知らせ、利用できるように、利用しやすいように進めてもらいたい。」でございます。

市の考え方は、「計画相談支援では、障がいのある方に適した障がい福祉サービスなどの情報を広く提供し、自立した地域生活を送るための総合的な支援計画を作成することとなっており、今後もより一層、障がいある方に寄り添いながら支援していくように努めていく。」としております。

議題(1)の説明につきましては、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明では、先日実施しましたパブリックコメントで15件の意見が出されたということですが、計画素案に既に記載しているご意見や、計画素案に直接関係のないご意見だったため、計画素案の修正は行わないということでした。ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見がないようでしたら、パブリックコメントでの意見を受けての計画の修正は行わないということにしたいと思えます。

それでは、次に「議題(2) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）について」、資料2、資料3に基づき、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事 務 局： 障がい福祉課池尻でございます。議題(2) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）につきまして、説明いたします。失礼して座って説明させていただきます。「資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）」及び「資料3 計画（最終案）に関する修正一覧」を合わせてご用意ください。

資料3の修正一覧は量が多くなっておりますが、前回の地域協議会での意見を受けまして、あるいはパブリックコメント前の校正、そして大阪府との事前協議による指摘などによるものとなっております。

元号と西暦の併記をしていない箇所の修正ですとか、誤字あるいは簡単な言い回しなどの修正は説明から省かせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

では、まず資料2の計画（最終案）の目次の2ページ下から3ページ目の資料編をご覧ください。資料3では1ページ目の一番上の段になっております。今回は資料編が「1 計画の策定経過」と「2 用語の説明」で構成され、1の計画の策定経過の中に括弧で見出しを付けて条例や委員会名簿等を入れる予定でしたが、資料2の計画（最終案）のように、「2 諮問書」「3 答申書」「4 門真市附属機関に関する条例」「5 門真市附属機関に関する条例施行規則」「6 門真市障がい者地域協議会委員名簿」「7 門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱」「8 門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿」として、最後に「9

用語の説明」とし、それぞれページを記載しました。

また、目次の3ページでは、元号に関連して「※便宜上元号表記を「平成」とし、平成31（2019）年5月以降新元号に読み替えます。」という一文を記載しました。

次に計画（最終案）の第1章の1ページをご覧ください。修正一覧では1ページ目の5段目になります。第4期計画にも記載していましたが、本文下に「※門真市障害福祉計画は、本市が平成20（2008）年12月から障害の「害」をひらがな表記に改める以前に策定されたものであることから、漢字表記としています。」を記載しました。

次に4ページをご覧ください。地域共生社会に関する下の表の②の趣旨の2つ目の●（黒丸）の5つの機能ですが、資料3の修正一覧の下から4段目にありますように、前回は3行に記載していて分かりにくかったため、5行に修正しています。

次に計画（最終案）の7ページをご覧ください。修正一覧では2ページ目の一番上になっております。「⑤のパブリックコメントの実施」について、前回は「※今後記載予定」としていましたが、パブリックコメントを実施しましたので、その内容について記載をしています。

次に計画（最終案）の第2章の31ページまで飛びます。修正一覧では2ページの下から2段目になっています。「(2)の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、これは大阪府との事前協議により指摘があったところです。〈成果目標に関する大阪府の基本的な考え方〉で、修正一覧をご覧いただきたいのですが、②及び③の内容については、都道府県の指標となるので、市町村レベルでは削除してくださいと言うことでした。そのため削除させていただき、「①の国基準に沿った目標設定とし、平成32（2020）年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定」のみの記載として、また、①の番号を削除しています。

次に計画（最終案）の32ページをご覧ください。修正一覧では3ページの一の上の段になります。「(4)の福祉施設から一般就労への移行」のうち、33ページ第4期計画の実績の表の数値の欄の上から6段目、「平成28（2016）年度の就労移行支援事業利用者数」についてですが、利用者数が違っていたため、目標値の修正をしました。平成28年度の利用者数は39人としていましたが、89人の利用があったため、89人に修正し、34ページの第5期の目標値の上から3段目、就労移行支援事業の利用者数に記載しております「48人」が記載間違いですので、同じくここを89人に修正させていただき、そこから目標値を国や大阪府の考え方どおりに、2割以上の増加とし、「63人」を「107人」に修正しました。また、その下の段の就労移行支援事業所数についても、平成28年度時点で「1事業所と少ないことから」を「6事業所と増加していることから」に修正しました。これに伴いまして、34ページの表についても「②の目標年度の就労移行支援事業利用者数」の数値を「107人」に修正をしています。

次に計画（最終案）の37ページをご覧ください。修正一覧では3ページの3段目です。「(3)の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」についての〈成果目標に関する大阪府の基本的な考え方〉で、これも大阪府からの事前協議での指摘ですが、表現を簡単にしています。

次に計画（最終案）の39ページをご覧ください。修正一覧では3ページ下から4段目になります。「2の第5期障がい福祉計画／障がい福祉サービスの見込量」の見出しの下に「※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、ここでは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。」と記載しました。今回は、(1) 訪問系サービス、(2) 日中活動系サービス、(3) 居住系サービス、(4) 計画相談支援・地域相談支援のサービス分野ごとにそれぞれ最後に記載していましたが、最初に記載したほうがわかりやすいということで、そのように修正をしています。なお、ここで、修正一覧の修正があります。今の説明に関連してですが、修正一覧の4ページ目の修正前・修正後の欄の下3段目の、第2章・45ページの修正後の内容で、「・:」丸3つがついている記号ですが、「・:42ページに記載。」とあるのは、39ページの間違いです。39ページに訂正をお願いいたします。また、66ページの「3の第5期障がい福祉計画／地域生活支援事業の見込量」及び79ページの「4の第1期障がい児福祉計画／障がいのある子どもの支援の見込量」についても同様に、タイトルの下に「※門真市では、元号（西暦）の併記としていますが、(1)から(4)までは文章の見やすさを考慮し、元号のみの表記としています。」の一文を入れ、それに伴いそれぞれ最後に記載していましたが文章を削除しています。

次に計画（最終案）の42ページをご覧ください。修正一覧では3ページの下から2段目です。これは前回の地域協議会でのご意見を踏まえての修正です。重度訪問介護について、平成30年4月から入院中の最重度の障がいのある人も利用できるようになったことから、見込量を上げたらどうかというご意見でした。それに対して、市としては「平成30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し、入院時についても、一定の支援が可能となりますので、利用者数についてはこれまでの実績を踏まえたものとしますが、今後サービス拡充についての周知に努めます。」の一文を最初に入れました。これについては、他の修正も含めてパブリックコメントの前に会長及び副会長にも確認いただきました。

次に計画（最終案）の45ページをご覧ください。ここで修正をお願いします。「④ 重度障がい者等包括支援」は「⑤」に修正をお願いします。修正一覧では4ページの修正前・修正後の欄の下2段目です。ここも修正前の1行目の「④の」とあるのは「⑤の」の間違いですので、修正をお願いいたします。第5期計画の見込量の本文で、「また、重度障がいのある人には、重度訪問介護等で対応できていることから」を削除し、最後に「今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には、適切な支給に努めます。」としました。

次に計画（最終案）の53ページをご覧ください。修正一覧では4ページの下3段目にわたるところと、5ページの上から2段目までに記載をしています。成果目標のところ、就労移行支援事業利用者数の目標値の修正がありましたが、その関連で、第5期計画における就労移行支援の月平均見込量の表では、身体、知的、精神それぞれの障がいのある人の利用者数を増やすとともに、利用日数も増やしています。

次に計画（最終案）の68ページをご覧ください。修正一覧では5ページの修正前・修正後の欄の下4段目になります。前回の地域協議会でご意見をいただきました「きらめきアートフェスタ」の事業内容の中で、「門真市在住の障がいのある人等」について、子どもや高齢者も参加しているので、それがわかるようにするべきというご指

摘をいただきましたので、「門真市在住の障がいのある子ども、障がいのある人、高齢者等」としました。

次に計画（最終案）の80ページをご覧ください。修正一覧では6ページの1段目です。児童発達支援、医療型児童発達支援の見込量の表題が「年間」となっていました。が、「月平均」が正しいので、修正をしています。

次に計画（最終案）の84ページをご覧ください。修正一覧では6ページの修正前・修正後の欄の下1段目です。「(5)の子ども・子育て支援事業計画との連携」で、本文13行目の下に1行空けて「※平成30（2018）年3月に計画の中間見直しを行う予定となっております。そのため、平成27（2015）年3月の策定の値を記載しております。」を記載しました。なお、この数値につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが終わり次第、見直し後の数値に差し替えさせていただきます。また、計画（最終案）及び修正一覧ともに「*」になっていますが、他が※になっているため、ここも「※」に修正をお願いいたします。

次に資料編にいきます。計画（最終案）の104ページをご覧ください。修正一覧では6ページの修正前・修正後の欄の下4段目です。計画の策定経過の表に、パブリックコメントの内容と2月8日に開催しました「第4回庁内作成委員会」の内容を記載しました。また、106ページ、107ページには、それぞれ諮問書、答申書（案）を記載しています。

次に計画（最終案）の117ページをご覧ください。修正一覧では7ページの一番下の段です。前回の地域協議会で【支援学校】について、もう少し詳しい記載をとということでしたので、学校教育法を引用する形で修正をしています。

以上で、修正等につきまして説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、何かご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「議題(3) 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に係る答申について」の答申に移りたいと思います。門真市への答申につきましては、資料2の計画（最終案）の107ページにあります「答申書（案）」に、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）を添付し、この後、私のほうから門真市長へ答申させていただきたいと思います。

そうしましたら、以降の進行は、事務局をお願いをいたしたいと思います。

事 務 局： それでは答申に移らせていただきますが、準備もございますので、ここで10分程、休憩に入りたいと思います。会議室の時計で、2時50分頃までにお席に戻っていただきますよう、お願いいたします。

－10分程度休憩－

事 務 局： 大変お待たせいたしました。それでは、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）」につきまして、答申を行いたいと思います。それでは、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（最終案）」につきまして、小寺会長から答申をお願いいたします。

会 長： 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について（答申）。当協議会は、平成29年7月28日付門保障第1279号により諮問されました「門真市第5期

障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、ここで宮本市長より委員の皆様へお礼のご挨拶がございます。

市長： 平成29年度第4回門真市障がい者地域協議会の委員の皆様には、大変お世話になり、まことにありがとうございます。ただいま、答申を賜りまして、しっかりこの答申に基づきまして、市政の中で障がいをもつ方々が生きがいを持って暮らしていけるように、地域の中で頑張ってもらえるように、門真の市政を進めて参りたいというように考えておりますので、今後ますますのご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、私からの御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局： ありがとうございます。今回、委員の皆様には審議をいただき、答申を出すことができました。改めまして事務局一同お礼を申し上げます。なお、宮本市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長： どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

—市長退席—

事務局： さて、「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」につきましては、最終的な内容を庁内で意思決定いたしまして、3月中に印刷・製本を行います。計画書が納品されましたら、委員の皆様には送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、今年度の協議会は、以上をもちまして終了いたします。委員の皆様には長期間にわたり、計画策定にあたり、たくさんのご意見をいただきましたことにつきまして、感謝申し上げます。なお、来年度の協議会につきましても、委員の皆様には2年目の任期としてご出席いただきたく存じます。4月の異動等により委員が変わられる場合がございます。新しく委員委嘱を行う必要がありますので、委員の引き継ぎ及びご連絡をいただければ幸いに存じます。来年度の会議回数といたしましては、7月と2月の年2回の開催を予定しております。会議の日程調整は新年度に入りましてから行いたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第4回門真市障がい者地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。

了